

2024 過去 10 年条文順問題集

「過去問①<労働法編>」改正等による訂正箇所

<労働基準法>

問題	訂正前	訂正後
86	<p>労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。(R3-2B)</p> <p>× (法 15 条 1 項、平 11. 1. 29 基発 45 号) 「<u>就業の場所及び従事すべき業務に関する事項</u>」については、<u>雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りる。</u>なお、<u>将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えない。</u></p>	<p>労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。(R3-2B)</p> <p><u>(※)</u> (法 15 条 1 項、平 11. 1. 29 基発 45 号) <u>出題当時は、雇入れ直後の「就業の場所及び従事すべき業務」を明示すれば足りたため誤りであったが、改正により、「就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲」も明示しなければならなくなった。</u></p>

<p>326</p>	<p>使用者は、就業規則を、①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を交付すること、③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することのいずれかの方法により、労働者に周知させなければならない。(R1-7B)</p> <p>○ (法 106 条 1 項、則 52 条の 2)</p> <p><u>なお、磁気テープ等に記録する方法で周知を行う場合には、当該記録の内容を電子的データとして取り出し常時確認できるよう、各作業場にパーソナルコンピューター等の機器を設置し、かつ、労働者に当該機器の操作の権限を与えるとともに、その操作の方法を労働者に周知させることにより、労働者が必要なときに容易に当該記録を確認できるようにすることとされている(平 11. 1. 29 基発 45 号)。</u></p>	<p>使用者は、就業規則を、①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を交付すること、③使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することのいずれかの方法により、労働者に周知させなければならない。(R1-7B)</p> <p>○ (法 106 条 1 項、則 52 条の 2)</p> <p><u>設問のとおりである。なお、「使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」については、事業場において保有するサーバ(いわゆるオンプレミスのサーバ)等だけでなく、クラウドサービスの利用も含まれる(令 5. 12. 27 基発 1227 第 1 号)。</u></p>
------------	--	---

<労働一般常識>

問題	訂正前	訂正後
50	<p>労働契約法第7条にいう就業規則の「周知」とは、労働者が知ろうと思えばいつでも就業規則の存在や内容を知り得るようにしておくことをいい、労働基準法第106条の定める「周知」の方法に限定されるものではない。(H27-1E)</p> <p>○ (法7条、平 20. 1.23 基発0123004号) 設問のとおりである。法7条の「周知」は、労働基準法106条の定める周知の方法(①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を労働者に交付すること、③<u>磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること</u>)に限定されるものではなく、実質的に判断される。</p>	<p>労働契約法第7条にいう就業規則の「周知」とは、労働者が知ろうと思えばいつでも就業規則の存在や内容を知り得るようにしておくことをいい、労働基準法第106条の定める「周知」の方法に限定されるものではない。(H27-1E)</p> <p>○ (法7条、平 20. 1.23 基発0123004号) 設問のとおりである。法7条の「周知」は、労働基準法106条の定める周知の方法(①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を労働者に交付すること、③<u>使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること</u>)に限定されるものではなく、実質的に判断される。</p>
令和4年選択式	A → ② 2.3(障害者雇用促進法施行令9条)	A → ③ 2.5(障害者雇用促進法施行令9条)